

製品安全データシート

会社名：千住金属工業株式会社
住所：東京都足立区千住橋戸町2 3 番地
電話：03(3888)5152 FAX：03(3870)3032
問合せ先：ハンダテクニカルセンター
電話：03(3888)4019 FAX：03(5244)1763
改訂年月日 2010年 2月 9日

組成・成分情報

MSDS番号	G - 0 5 8 3 B			
分類	はんだ合金	単一物質・混合物質の区別	単一	混合
製品名	セラソルザ・エコ 217			
化学名	化学式	含有量 (wt%)	既存化学物質番号	CAS
錫	Sn	90以上	対象外	7440-31-5
亜鉛	Zn	3~5	対象外	7440-66-6
アンチモン	Sb	2以下	対象外	7440-36-0

危険性有害性の要約

危険性	資料なし
有害性	錫：侵入形態・ヒューム、局所症状・一部粘膜刺激、全身症状・錫肺（良性塵肺） 亜鉛：皮膚刺激性はほとんどない。高温下では比較的揮発しやすく、亜鉛のヒュームを吸入すると数時間後に悪寒とともに高熱が出る。

応急処理

皮膚に付着した場合	水または、微温湯と石鹸で付着部分を十分洗い流す。 炎症を起こした場合には医師の診断を受ける。
眼に入った場合	直ちに、清浄な流水で洗眼する。 医師の手当を受ける。
吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、安静にさせる。 速やかに医師の手当を受ける。
誤飲した場合	口をすすぐ。吐かせる。 直ちに医師の手当を受ける。

火災時の処理

消火方法	不燃性
消化剤	不燃性

漏出時の措置

- ・漏洩物を容器内に掃き入れ、残留分を注意深く集める。
- ・作業の際は、必要に応じ手袋、マスク等の防護具を着用。

取り扱い及び保管上の注意

取 扱	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ皮膚に触れないようにし、必要に応じて手袋マスク等の保護具を着用すること。 ・はんだクズ等の散乱を防止する。 ・蒸気の発散を極力抑え、作業環境を許容濃度以下に保つように努める。 ・作業中は、飲食、喫煙をしない。 ・取り扱い後は、うがい、手洗い等を十分に行う。 ・作業服は家へ持ち帰らない。
保 管	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥した通風の良い場所 ・屋内貯蔵所に貯蔵する。 ・盗難防止のため、施錠保管する。

暴露防止及び保護措置

管理濃度	非該当
許容濃度	日本産業衛生学会勧告値 アンチモン：0.1 mg/m ³ ACGIH勧告値(TWA) 錫：2.0 mg/m ³ アンチモン：0.5 mg/m ³
設備対策	<ul style="list-style-type: none"> ・全体または局所排気装置を設ける。 ・はんだ屑や空容器の保管場所を設ける。
保護具	呼吸器の保護具：防塵マスク、簡易防塵マスク 手の保護具：保護手袋 眼の保護具：保護眼鏡、状況に応じ保護面 皮膚及び身体の保護具：保護服、状況に応じ保護長靴、保護前掛け
環境測定	非該当
特殊健診	非該当

物理的及び科学的性質

供給状態	棒状、線状、インゴット状、フォーム状、粉末状、その他
外 観	銀灰色
形 態	固体
臭 気	なし
比 重	7.28
沸 点	資料なし
融 点	217
蒸気圧	資料なし
蒸気密度	資料なし
凝固点	199
溶解性	水：不溶

危険性情報

引火点	なし
発火点	なし
爆発限界	なし
爆発性	なし
反応・安定性	通常状態では安定である。

有害性情報

<p>錫：侵入形態・ヒューム、局所症状・一部粘膜刺激、全身症状・錫肺（良性塵肺）</p> <p>亜鉛：皮膚刺激性はほとんどない。高温下では比較的揮発しやすく、亜鉛のヒュームを吸入すると数時間後に悪寒とともに高熱が出る。</p> <p>アンチモン：吸入した場合、眼、鼻及び咽頭ならびに皮膚の炎症、刺激性咳、病的感、胸部狭窄感、胃腸の障害、筋肉痛。</p>	
感作性	資料なし
刺激性	資料なし
急性毒性	アンチモン：経口（ラット）LD ₅₀ 7000mg/kg
亜急性毒性 ・ 慢性毒性	資料なし
ガン原性	資料なし
催奇形性	資料なし
腐食性	資料なし

環境影響情報

移動性	資料なし
分解性	資料なし
生態蓄積性	資料なし
生態毒性	資料なし
その他	資料なし

廃棄上の注意

<p>廃棄に関しては、産業廃棄物に該当するため、産業廃棄物処理法に基づき所定の手続きを踏まえた上で、産業廃棄物処理業者に委託して処理を行うこと。</p> <p>空容器の廃棄も同様に廃棄処理を行うこと。</p>
--

輸送上の注意

<p>国連分類に非該当</p> <p>国連番号に非該当</p> <p>運搬に際しては転倒、落下、荷崩れの防止を確実にを行う。</p>
--

適用法規

労働安全衛生法	法第57条の2（令第18条の2：通知すべき有害物）
鉛中毒予防規則	非該当
P R T R法	<p>新：アンチモン及びその化合物 第一種指定化学物質 第31号</p> <p>旧：アンチモン及びその化合物 第一種指定化学物質 第25号</p> <p>「新」は平成22年4月からのP R T R法施行令の対象物質情報です。</p> <p>「旧」は平成22年3月末までのP R T R法施行令の対象物質情報です。</p>

参考文献

化学工業日報	:	15107の化学商品
新日本法規	:	化学物質規制・管理実務便覧
日本ケミカルデータベース	:	化学品法規制検索システム
日本金属学会社	:	金属データブック
安全衛生情報センター	:	モデルMSDS情報
日本医薬品食品衛生研究所	:	国際化学物質安全性カード
日本産業衛生学会	:	Recommendation of Occupational Exposure Limits

本製品安全データシート作成にあたり、文献及び資料等のなかった項目については省略します。

この情報は新しい知見に基づき改訂されることがあります。

ここに記載された情報は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の完全さ、正確さを確保するものではありません。すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。本品の適正に関する決定は、使用者の責任において行ってください。

製品の成分については、当社の機密事項を記載してありますので、製品安全データシートの取り扱いには充分注意をお願い致します。